

ただいま議題となつております議案第九十二号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢 久君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第九十二号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 日程第六議案第百五号福生市営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 田村市郎君登壇)

○総務委員長(田村市郎君)

議案第百五号福生市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、委員会の審査の概要を御報告いたします。

なお、お手元に御配付されております審査報告書の朗読は省略させていただきます。審査の主たる内容を申し上げ、補足説明をいたします。

(議案審査報告書) 別添参照

本案については市営住宅の建てかえに伴う条文改正をするものであり、理事者より改正条例につき詳細な説明を受けた後、質疑に入りました。主な質疑としては、住宅監理員が市営住宅を検査する場合、使用目的の承諾を得なければならぬとあるが、検査拒否を受けた場合の対応はどうするのか。家賃の減免であるが、既存の市営住宅が割り増し料金を払っている人が建てかえた住宅に移った場合においても適用するのか。入居者との契約書作成に当たっては、本条例関係を加味して作成するのか等の質疑があり、これに對して、住宅監理員が検査拒否を受けた場合は官憲の権力をもちとするよりない。家賃減免の件は、既存住宅から建てかえ住宅へ移った人についても適用する。たとえば割り増し家賃で入っていた人は、初

の一年間で月額六千四百円であるが、その額に四割分を加算した額である。契約書の作成の件は、入居者を一同に集め、条例関係を織り込んでしおりを渡して説明をし、請書を取ることにしている等の答弁がありました後、本案について採決いたしました結果、全員一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とがよろしく御審議の上、当委員会報告どおり御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小林菊三君)

以上で委員長、長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢 久君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案第百五号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

お諮りいたします。

ただいま小野沢 久君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。

よって議案第百五号は、委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君)

日程第七議案第百五号 昭和五十五年度福生市一般会計補正予算(第五号)を議題といたします。

本案については、総務、建設、厚生、三常任委員会に審査を付託してありますので、各委員長から報告を願います。まず総務委員長田村市郎君。

(総務委員長 田村市郎 君登壇)

○総務委員長(田村市郎君)

議案第百五号 昭和五十五年度福生市一般会計補正予算(第五号)のうち、総務委員会所管分について委員会の審査

概要を御報告申し上げます。

なお、お手元に御配付されております。審査報告書の朗読は省略させていただきます。審査の主たる内容を申し上げ、補足説明いたします。

(議案審査報告書) 別添参照

本年末審査に当たりましては、歳入と繰越明許費と地方債補正を審査し、歳出は、教育費を除く歳出と最後に教育費の審査を進めました。以下、審査における主な質疑、答弁を申し上げます。

まず歳入と繰越明許費、地方債補正におうは、委員から、繰越明許費に関連して、補助金で充てないものを繰越明許できるのか。また防衛補助金により学校講堂も順次建てかえるというが、中にはまだ新しいものもある。これを建てかえるよりも他にもっと整備を必要とするものもあると思うが、どう考えているか等の質疑があり、これに対して、すでに内示がなれており、財政当局としても折衝し、一月中旬の交付決定は間違いないとの解釈をもって予算上の繰り越しをするものである。また防衛補助金は、毎年事業計画を立てて国へ要望しているが、今後その点もよく検

討し補助事業に取り組んでいきたいとの答弁があり、さらに委員から、今後の歳入の見込みについて質疑があり、これに対して、およそ市税で二十万円、地方交付税で八千万円、都支出金で五千万円、競輪収入で二千万円の計一億七千万円程度の収入を見込んでいるとの答弁がありました。

続いて教育費を除く歳出の質疑においては、退職組合特別負担金等について質疑が集中しました。その主なものとしては、退職者が予測されて

いるなら当然退職手当特別負担金準備基金を活用して、それ相応の準備をすべきではないか。公務員の定年制に対する考え方について等の質疑があり、これに対し、確かに退職者は予測できるが、即將大に広がるのかどうかはわからないため、特別負担金は当初予算に計上できなかった。また退職手当特別負担金準備基金は、過去十年間活用していないが、今後財政の許す範囲で基金に積み立て活用したい。定年制については法律制

定時点での対処したい等の答弁がありました。続いて教育費の質疑において、体育館の水道料が百三十万円とあって、理由について、育英資金の運用状況について質疑があり、これに対して、

水道料の増は漏水によるものでなく、体育教室、また、そこから派生したグループの利用の増によるものである。育英資金については、五十四年からの継続を含め、十七名に支給しており、額についても他市より高い水準にある等の答弁がなされました。

さらに要望として、人件費の予算編成は法的規制があるとしても、今後せず、すゝめて計上すれば事務費の節減にもなるので、この点上部官庁に上申されたいとの意見がありました。後、本会の当委員会所管令について採決いたしました結果、全員異議なく本会は可決すべきものと決定した次第であります。何とぞよろしく御審議の上、当委員会報告とあり、御可決賜りますようお願いいたします。審査報告といたします。

○議長（小林菊三君） 次に建設委員長小堺仁七君。

（建設委員長 小堺仁七君登壇）

○建設委員長（小堺仁七君） 御指名でありますので、議事録第百号昭和五十五年度福生市一般会計補正予算（第五号）歳出予算のうち、建設委員会所管令について御報告申し上げます。

審査報告と書名の朗読は省略させていただきます、補足して御説明を申し上げます。

（議事録審査報告書）別添参照

当委員会に付託された部分は、総務費中の統計調査費、労働費、農林水産業費、商工費、土木費であります。

経済課、建設部の順に説明を受けた後、質疑に入りました。

その主なものを申し上げますと、統計調査費のうちの商鉱工業エネルギー調査員報償金というのはどういう目的で、どういう調査をするのか。またアメリカシロヒトリのことしの発生状況についてなどの質疑がありました。

これらに対し、商鉱工業エネルギー調査は、新たにことしの十月に設けられて、市内の製造業で従業員三十人以上の事業所を対象に、会社の燃料とか電灯等の使用量の調査をするということであり、この目的としては、省エネということが一般に言われているが、政府としてもいままで使用量とかの把握ができていなかったということと、とりあえず、それを確認したいということのようである。

またアメリカシロヒトリの発生については、これは雨が多かったせいも発生も多かった。公共施設の関係は二千五百十八本、一般家庭七千二百十本の駆除をしている。この駆除に当たっては、六月から九月まで処理班を二つに分けて実施しているが、アメリカシロヒトリは年に二回発生するということだ、発生時期になると非常に間に合わないというような実態である。これらについては経済課としても鋭意努力したい。また薬、機械なども申し込みがあれば、薬品については無償で、機械は貸し出しをしている等の答弁がありました。

お諮りいたしましたところ、全員異議なく本年中建設委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

よろしく御審議の上、本委員会決定どおり御可決くださいますようお願い申し上げます。報告いたします。

○議長(小林菊三君) 次に厚生委員長 関 米吉君。

(厚生委員長 関 米吉君登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 議案第百五号 昭和五十五年度福生市一般

会計補正予算(第五号)歳出予算のうち厚生委員会所管分に関する審査報告を申し上げます。

本議案に対する当委員会審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容についてその大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

本議案に対する当委員会所管分は、歳出のうち総務費の一部と民生費、衛生費及び消防費であります。

まず関係各款の内容について、関係部課長より説明を受けたものであります。その説明の要点は次のとおりであります。

一つ、各款の給料、職員手当等の補正は、職員の給与改定及び十月一日付の異動に伴う調整補正であること。二つ、総務費中の諸費のうち、補助金六十一万四千円は本町第一町会会館の改修費百二十万八千五百四十円の二分の一を補助しようとするものであること。また戸籍住民基本台帳費のうち、狭山火葬場組合負担金の五十四万五千円は、斎場建設費の当初の六千五百六十

万円から七千七百六十九万円となったことに伴い、四市町の負担増の補正であること。
三、民生費中の社会福祉費のうち、社会福祉総務費の民生児童委員、
報償費十四万四千円は、四月に委員一名の死亡があり、また十二月末日現在、
委員の任期満了によって七名の委員が改選されたことによる調整補正である
こと。さらに、災害救助費の交付金九十九万九千円の補正は、去る八月十四
日の富士山落石事故による職員の被災が厚生委員の認定によって災害弔慰金
を交付の対象とされたことによる補正であること。四、衛生費中の清掃費、
のうち、塵芥処理費の需用費の自動車等修繕費百五十円は、リサイク
ルセンター用のブルドーザーのキャタピラやセンター内の機械ベルト等の緊急修繕
費であること。五、消防費中の消防施設費の委託料二百八十五万円は、
消火栓五基の設置及び五ヶ所の修繕費であることなどでありました。
これに対し、各委員より活発なる質疑が行われましたが、その主なるものは次の
とおりでありました。

一、総務費の狭山火葬場組合負担金五十四万五千円の補正に關し、斎場
の規模はどの程度か。及び宿泊等の利用はできるのか。

二、民生費の民生児童委員報償金のうち、旅費は現在どのように支払われ
ているか。また福祉会館管理費の暖房用燃料代はどのような契約で購
入されているか。さらに児童福祉費のうち、産休及び病欠代替保育賃金に
關し、保育等の病欠等の場合の代金はスーズに上っているか。また市立
保育園のガス漏れ警報器設置の補正が計上されているが、私立の現状はど
うなっているのか。

三、衛生費の塵芥処理費の需用費の百五十万円の補正について、リサイクルセン
ターの緊急修繕費というが、リサイクルセンターはできたばかりだが、どうしてこんな
に修繕費がかかるのか。

四、消防費の消火栓の設置及び管理委託について、新設は地下式のものか、
立ち上がり式となるのか。また、立ち上がり式は地下式にすべきだと思ふが、どのよ
うに考へているかなどでありました。

これに対し、関係部長より、一、狭山火葬場の斎場の規模は、一階が
百八十八平方メートル、二階が百三十二平方メートルで、一階には斎場、控え室、
霊安室など設け、固定床は九十脚、他に折り畳み床を合め百名ぐらい

の斎場となる。二階には六畳和室二間と湯沸かし、トイレなどを設けるが、宿泊については仮泊程度はできるかもしれないが、宿泊利用についてはまだ検討したことがない。

二、民生児童委員の手当については、国から部へ交付され、部から市へ手当が出されているが、現在三十六名の委員に支払われる総額は五百一万五千七百円ぐらいで、一人当たり一年十三万九千三百二十五円である。このうち、市外に出る場合の出張旅費は他の委員会委員と同じように市から出している。暖房用燃料費のうち、灯油は現在一リットル六十六円で購入しているが、単価契約はしていない。重油については、単価契約に基づいて購入しているが、現在一リットル七十二円である。契約は六カ月ごとに行っているが、単価については各市とも協議して適正価格の購入に努めている。また、保母等の病欠等に対する対応としては、代え保母を二名ぐらい登録してあるが、こちらの必要なときだけしか使わないので、場合によっては登録保母の都合によって時にはマーズにいかないこともある。この場合は現状体制で運営することもある。私立保育園に對するガス漏れ被害報器設置については、消防署等より指導も行われている

ので、市としても指導していきたい。

三、リサイクルセンターにおける修繕費は、機械設備そのものが壊れることはないが、コンベヤーのベルトが切れることがある。投入される物が一定物でないだけに、たとえば刃物などが入っていることがある場合、ベルトを切られてしまうようなことがある。現在コンベヤーベルトは六本あるが、一本六十万円ぐらいかかる。また、破砕機のハンマーが壊れることもある。運転操作については十分注意していきたい。

四、消火栓の新設五基は地下式である。修繕する五カ所のうち、三カ所は漏水防止修繕で、二カ所は立ち上り式を地下式にしようとするものである。なお、古い型の立ち上り式は逐次地下式にかえていきたいなどの発言があり、ました。

続いて各委員より、一、今回は各議員に対し、予算書の送達がおくれたが、今後このようなことはないよう強く要望する。二、人件費関係については、在籍職員数を明記したい。三、民生費中の児童措置費の償還金金のうち、部補助金の過年度分返還金を現年度分の償還金利子及び割引料の節区分によって処理することの予算編成上の問題については、すでに過去二回にわたって指摘

し、いふが、明確な回答がなく、本補正においしも従来同様な扱ひとなつてゐるが、早急に検討し、明確な見解を示されたい。四、ガス漏れ警報器については単に保育園関係だけでなく、他の公共施設にうしろも設置を検討されたいなどの要望があつて質疑を終あり、採決の結果、全員異議なく、当委員会としては本議案の当委員会所管分について、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。何とぞよろしく御由議の上、当委員会報告どおり御可決あらんことをお願いし、補足説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で各委員長、長の審査報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終つております。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案第百号については、討論を省略し、各委員会報告どおり可決せんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は各委員会審査報告どおり可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よつて議案第百号は、各委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林菊三君) 十一時まで休憩いたします。

午前十時四十分 休憩

午前十一時一分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第八議案第百一五号昭和五十五年度福生市国民健康保険特別会計補正予算(第二号)を議題といたします。

本案については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員、長 関 米吉君登壇)

○厚生委員、長(関 米吉君) 議案第五百一号昭和五十五年度福生市国民健康

保険特別会計補正予算(第二号)に関する審査報告を申し上げます。

本議案に対する当委員会の審査結果は、お手元に御配付の審査報告書のとおりであります。報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容について、その大略を御報告させていただきます。

(議案審査報告書) 別添参照

まず担当課長より、本議案の提案理由について、本会議における説明と同様の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑におおは、督促状等の郵券代十四万二千円の補正に関連し、保険料から保険税にかかわるからの督促状況についての質疑に対し、担当課長より、当年度においては各納期ごとに督促するための郵券代に不足が生じた。一期から四期までの督促状の発送は七千五百九十一通で、月平均では一千八百九十八通になるものと答弁があり、質疑を終わり、採決の結果、全員異議なく、当委員会としては、本議案は原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞよろしく御審議の上、当委員会報告どおり御可決あらんことをお願いし、補足説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

○九番(小野沢久君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております 議案第五百一号については、討論を省略し、委員会報告どおり可決せんことを切望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) お諮りいたします。

ただいま小野沢久君から、本案は委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって議案第五百一号は、委

員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(小林寅三君) 日程第九議案第百二号昭和五十五年度福生市福生
部市計画事業福生土地画整理事業会計補正予算(第二号)を議
題いたします。

本案については、建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報
告を願います。

(建設委員長 小堺仁七君登壇)

○建設委員長(小堺仁七君) 御指名でありますので、議案第百二号昭和五
十五年度福生市福生部市計画事業福生土地画整理事業会計補正
予算(第二号)の報告をいたします。

審査報告と書の朗読は省略させていただきます、補正して御説明を申し上げます。
(議案審査報告書) 別添参照

本補正予算は歳入歳出四万二千円を追加し、歳入歳出それぞれ九千四百十
九万四千円としようとするものであります。

冒頭理事者の説明を受けた後一質疑に入りました。

その内容について申し上げますと、まず歳入の部支出金の区画整理事業費委託金についてという質疑に対し、これは土地画整理事業法によって、建築行為等の制限という事で、部が事業に支障のないように、支障排除の目的のために定めている法律により、市長に委任されて委託金が来るが、当初九件対象にしていたが、今回さらに十三件ほど対象になったということで、一件当たり三千二百円で四万二千円の補正をお願いしたいということであるとの答弁がありました。

また、歳出においては、東口開発についてはいままで他会計からの繰り入れはどのくらいかとの質疑に対し、事業費として見た場合の額だが、四十九年度約五百九十八万五千円、五十年年度約二千三百十六万三千円、五十一年年度約一億二千二百二十万、五十二年年度約一億二千四百二十四万八千円、五十三年、度約三千八百八万一千円、五十四年度約六千二百三十五万四千円、合計約三億六千六百八十五万一千円となるとの答弁があり、お諮りいたしましたところ全員異議なく、原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。